令和２年４月１０日

通所サービス事業所の従事者、利用者その他関係者　様

千葉市保健福祉局高齢障害部

介護保険事業課長

障害福祉サービス課長

緊急事態宣言の発令後の高齢障害施設（通所サービス）の事業運営について

４月７日に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことを受け、不要不急の外出を控えること等による接触機会の低減などを呼び掛けるとともに、市民が生活を維持するために必要となる施設を除き、すべての市の施設を閉館したところです。

また、保育所・子どもルーム等についても、感染拡大防止などの観点から、できる限り各ご家庭での見守りをお願いするものとして、利用の自粛を要請しております。

しかし、高齢者福祉サービス事業所や障害福祉サービス事業所が提供するサービスは、ケアマネジャー等が高齢者・障害者の自立や生活維持・支援に向けて最適と判断されたサービスが提供されているものであり、このサービス利用ができなくなれば、高齢者・障害者の身体機能や認知機能の低下といった心身の状態へ悪影響が生じるおそれがあるだけでなく、家族など介護者への負担増の結果、生活や生命維持が危ぶまれるケースも起こり得ることから、緊急事態宣言が出たことを理由として事業の自粛等を求めることはいたしません。

また、特に通所サービス（介護保険の「通所介護」や障害福祉サービスの「放課後等デイサービス」など）の事業所が閉鎖された場合には、その代替として訪問サービス（介護保険の「訪問介護」や障害福祉サービスの「居宅介護」など）に利用が集中することにより、これらのサービスが適切に提供できなくなるおそれがあります。

事業所を閉鎖すべき、利用を自粛すべきとのご意見もあると承知しておりますが、上記の考え方と現在の本市における感染拡大の状況を踏まえ、事業の自粛等を求めることはしないと判断したところです。

しかしながら、緊急事態宣言が出されていることを踏まえ、より一層の感染拡大防止の取り組み（従事職員の健康観察、風邪症状等のある従事職員の出勤停止措置、利用者に風邪症状等がある場合の利用抑制、密閉・密集・密接を避けて行動することの徹底など）を各事業所に対して、改めて周知したところでありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

（お問い合わせ）

介護保険事業課　　事業所支援班　043-245-5062

障害福祉サービス課　施設支援班　043-245-5174

　　　　　　　　　　　　指導班　043-245-5227